

回覧

発信年月日：令和5年10月18日（水）
発信元：下郷町役場町民課生活安全係
電話：0241-69-1133

きちんと飼育していますか？

10月16日から11月15日までは、**動物愛護管理強化月間**となっています。
犬を飼っているのに町に登録していない、狂犬病予防注射を打っていない、首輪やリードを適切に付けていない、野良猫に餌を与えていたがその他の面倒は見ない、猫を飼っているが家への出入りは自由にさせている等、こういう行為は適正な飼育とは言えません。もう一度ペットとの生活について、考えてみてください。

○犬を飼育する場合は、町に登録し、 毎年1回狂犬病予防注射を摂取する必要があります。

狂犬病予防注射を受けた場合は、町に報告する必要があります。

○町から交付された鑑札、注射済票を装着しましょう。

迷子になってしまっても、番号で飼い主が分かります。

○野良猫に餌を与えた結果、 不幸な子猫が生まれるケースが増えています。

野良猫に餌を与えていた方は、その猫の管理者（飼育者）となります。
猫に不妊去勢手術を受けさせ、ふん尿の後始末は管理者が責任を持って行い、
まわりに迷惑をかけないようにしましょう。

○猫は室内で飼いましょう。

予期せぬ繁殖、交通事故、感染症などから猫の命を守れます。

○不妊去勢手術を受けさせましょう。

猫は繁殖力が強く、年2～4回、1回に4～8匹出産することもあります。
メスは生後4～12カ月で繁殖、オスは生後8～12カ月で交尾可能です。
手に負えなくなる前に手術を受けさせましょう。

○猫を捨てない。

猫の遺棄は犯罪です。野良猫になった猫は交通事故や病気により生後6か月までに75%が死に、寿命は5年以下の報告もあります。猫がその命を終えるまで適正に飼いましょう。

○犬・猫が迷子になった場合や保護した場合には、 福島県動物愛護センター等にご相談ください。

お問合せ先：福島県動物愛護センター会津支所電話 0242-29-5517